

医療給付サービス

住民課 町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内） ☎ 26-7871

町では、乳幼児等・ひとり親家庭等・重度心身障害者の医療費を助成しています。

●受給者証が更新されます

現在お持ちの各受給者証の有効期間は7月31日(金)までです。

該当者には、新しい受給者証を7月27日(月)ごろから送付しますので、7月31日(金)までに届かない場合は、ご連絡ください。

●乳幼児等医療受給者証は全道の医療機関で使用できます

乳幼児等医療受給者証は平成30年8月1日から全道の医療機関で使用できるようになりました。医療機関等を受診した際は、必ず保険証と一緒に受給者証を窓口へ提出するようお願いいたします。

■乳幼児等医療費

対象者	0歳～小学生
対象となる医療費	0歳～未就学児▶入院・通院費 小学生▶入院費

受給者証の区分表示	公費負担者番号の頭文字	自己負担額
乳初	[90] [91] [92]	初診時一部負担金のみ (医科：580円、歯科：510円)
乳課	[90] [92]	初診料を含めて1割に相当する額 上限57,600円/月(多数該当：44,400円/月)

■ひとり親家庭等医療費

対象者	ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭)の母親または父親とお子さん(親に扶養されている20歳までの方)
対象となる医療費	入院・通院費

受給者証の区分表示	公費負担者番号の頭文字	自己負担額
親初	[93] [94] [95]	初診時一部負担金のみ (医科：580円、歯科：510円、柔道整復師：270円)
親課	[93] [95]	初診料を含めて1割に相当する額 入院の上限57,600円/月(多数該当：44,400円/月) 通院の上限18,000円/月(年間上限：144,000円)

■重度心身障害者医療費

対象者	・身体障害者手帳1～3級を交付されている方(3級は内部障害のみ) おおよび重度の知的障害のある方(おおむねIQ50以下の方) ・精神保健福祉手帳1級の認定を受けている方(通院のみ) ※65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入が必要です
対象となる医療費	入院・通院費

受給者証の区分表示	公費負担者番号の頭文字	自己負担額
障初 老初	[45][46][47]	初診時一部負担金のみ (医科：580円、歯科：510円、柔道整復師：270円)
障課 老課	[45][47]	初診料を含めて1割に相当する額 入院の上限57,600円/月(多数該当：44,400円/月) 通院の上限18,000円/月(年間上限：144,000円)

除草剤の使用について

建設課 土木グループ ☎ 27-2451

除草剤を使用する際は、道路の路肩やのり面の草を枯らさないように注意してください。

除草剤の使用により、道路の路肩やのり面に草や根が無くなると、土がもろくなり、少しの雨でも路肩が崩れてしまい非常に危険です。

道路には、除草剤の過度な使用を避けるようお願いいたします。



町元気の農家チャレンジ支援事業募集

産業経済課 農業グループ ☎ 27-2419

創意工夫を凝らした農業者の積極的な取り組みを募集します。

●対象

町内に事務所または住所を有する農家、農業を営む法人、農家で組織する団体(生産者部会含む)

●募集期間

7月13日(月)～8月28日(金)

●補助率等

①新技術導入
補助率3分の2以内 限度額50万円

②販売促進・特認
補助率3分の2以内 限度額30万円

※①②どちらも総事業費10万円未満は対象外
ただし、特認事業を除く

例えば... 前例のない栽培法に挑戦！ 農産物の斬新なPRを企画！
厚真でこれまで作られていない珍しい作物を栽培！など

救急の日 普通救命講習会

消防署厚真支署 ☎ 26-7119

大切な人を救うため、受講してみませんか？

●日時

9月12日(土) 13時30分～16時30分

●場所

消防署厚真支署会議室 (錦町47-2)

●内容

普通救命講習(応急手当の基礎知識、AEDを用いた心肺蘇生法、止血法、その他応急手当)

●対象者

高校生以上の方・再講習の方

●持ち物

筆記用具、印鑑

※再講習の方は、普通救命講習修了証をお持ちください。

●申し込み

9月10日(木)まで

税務グループの窓口移転

住民課 税務グループ ☎ 26-7871

税の窓口が、総合ケアセンターゆくりに移転しました。

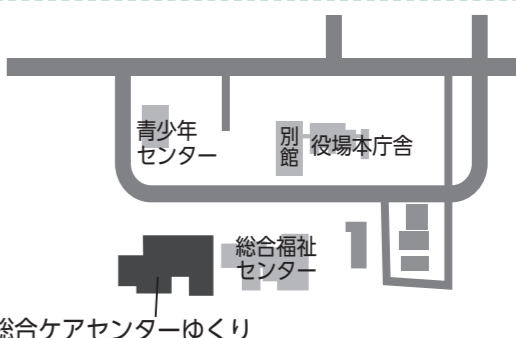
●主な業務

・町税(住民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税など)に関すること

・町税に関する証明書類の発行

・町税・国民健康保険料の納付や徴収に関すること

・り災証明書の発行等に関すること



特別定額給付金

世帯構成員1人につき10万円を支給する「特別定額給付金」の申請を受け付けています。申請がお済みでない方は、お早めに手続きをお願いします。

•対象

令和2年4月27日に厚真町の住民基本台帳に記録されている方

•給付額

1人につき10万円（世帯ごとに給付）

•受付期間

7月31日（金）まで

•申請方法

- ①郵送申請（各世帯に届いた申請書と添付書類を返信用封筒で郵送）
- ②オンライン申請（マイナポータル）
- ③窓口申請

•問い合わせ

住民課 福祉グループ ☎26-7872
（総合ケアセンターゆくり内）

給付金の詐欺にご注意ください

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください！
町や総務省などが、次の依頼をすることは絶対にありません。

- ・現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- ・手数料の振り込みを求めること
- ・メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

「あやしいな？」と思ったら

消費者ホットライン ☎188（局番なし）
厚真駐在所 ☎27-2510
上厚真駐在所 ☎28-2014
産業経済課 経済グループ ☎27-2486

イベント等の中止

<p>第20回あつまリンピック（第55回町民体育祭） 8月23日（日） 会場：かしわ公園野球場</p>
<p>町敬老会 9月下旬 会場：総合福祉センター</p>
<p>令和2年度高齢者大学 会場：総合福祉センターなど</p>

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少などの理由で国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料（65歳以上）の納付が困難となった方は、申請により保険料の減免が受けられる場合があります。

•対象保険料

令和2年2月1日～令和3年3月31日の納期限のもの

•対象者（世帯）

- 下記①、②のいずれかに該当する者（世帯）
- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な疾病を負った場合
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入など（事業・不動産・山林・給与収入）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する場合

〔国民健康保険料、後期高齢者医療保険料〕

- ・事業収入などいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
 - ・令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下
 - ・令和元年中の合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の金額が400万円以下
- ※10分の3以上の減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年中の所得が0円以下の時は、保険料減免の対象外です。

〔介護保険料〕

- ・事業収入などのいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
- ・令和元年中の合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の金額が400万円以下

•減免額

- ①全額
- ②対象保険料に令和元年中の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じた額

•申請に必要なもの

申請書、被保険者証、印鑑、医師の診断書など感染した事実が確認できる書類の写し、収入を証明する書類など

•受付期間

7月13日（月）～令和3年3月31日（水）

•問い合わせ

〔国民健康保険料、後期高齢者医療保険料〕
住民課 町民生活グループ ☎26-7871
（総合ケアセンターゆくり内）

〔介護保険料〕

住民課 福祉グループ ☎26-7872
（総合ケアセンターゆくり内）



北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
住民課 町民生活グループ ☎26-7871
（総合ケアセンターゆくり内）

後期高齢者医療制度

令和2年度の保険料のお支払いと保険証（被保険者証）の一斉更新について

令和2年度の保険料について、7月に個別にお知らせします。

保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望される方は、本人の保険証、通帳、お届け印を持参して住民課町民生活グループへお申し出ください。口座振替に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。税申告の際の社会保険料控除は、お支払いする方に適用されます。年金からのお支払いの場合は本人が対象になります。

均等割の軽減

世帯の所得に応じて、次のとおり4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	年間の均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円（年金収入のみの場合、受給額80万円以下）	7割軽減	15,614円
33万円	7.75割軽減	11,710円
33万円+（28万5千円×世帯の被保険者数）	5割軽減	26,024円
33万円+（52万円×世帯の被保険者数）	2割軽減	41,638円

- ・軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ・被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- ・65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。
- ・令和2年度から、軽減特例の見直しにより8.5割軽減から7.75割軽減に、8割軽減から7割軽減に変更になりました。
- ・7.75割軽減に該当する方は、令和3年度に7割軽減へと見直される予定です。

被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。 ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、住民課町民生活グループへご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

保険証（被保険者証）が新しくなります

新しい保険証は水色です

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日（金）をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は1年間です。7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課町民生活グループまでお申し出ください。

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

新しい減額認定証は黄色です

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日（金）をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日（土）からは黄色の減額認定証をご使用ください。新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、住民課町民生活グループへ申請してください。区分Ⅱ…世帯全員が住民税非課税である方 区分Ⅰ…世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方

- ・世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下の方）
- ・老齢福祉年金を受給されている方